

# 西条市森林環境譲与税の活用に関する基本方針

令和2年11月18日 策定

令和4年12月6日 改正

## 1 目的

森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、森林整備等に係る施策に必要な財源を確保することを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成31年4月に施行され、同年から、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が譲与されているところである。

譲与税は、地域の実情に応じて柔軟に活用することが可能な地方固有の財源であるが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられているなど、市民のみならず、広く国民に対しての説明責任を十分に果たすことが求められている。

このような状況の中、譲与税を一定の方向性のもと有効に活用することができるよう、本基本方針を策定するものである。

## 2 使途について

### (1) 法で明示された使途（第34条）

- ・森林の整備に関する施策
- ・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

### (2) 本市における使途の基本的な考え方

#### ア 使途の区分

##### ①森林整備の推進

本市の私有人工林では、計画的な森林の整備が遅れている現状であることから、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進することにより、森林の有する公益的機能（水源涵養機能、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、山地災害防止機能／土壤保全機能等）の発揮に貢献できる森林へと誘導する。加えて、森林の有する木材等生産機能の発揮に貢献できる施業集約化や森林保全等の各種施策についても並行して推進する。

##### ②人材育成・担い手確保

本市においては、林業就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が困難な状況となっている。このため、地域の関係者と連携を図りながら、主として森林整備に必要となる林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技術向上や労働安全性向上を図るための取組を推進する。

##### ③普及啓発

①で挙げた森林の有する公益的機能についての市民への理解醸成に必要な普及啓発活動を推進する。

#### ④木材利用の促進

本市の人工林資源の多くは利用期を迎えており、利活用が課題となっている。このため、市内建築物の木造化・木質化を推進するとともに、木材利用に対する理解の促進を図るための取組を実施する。

### イ 事業の優先度

森林環境税が創設された趣旨を考慮すれば、森林整備への効果が高いものを使用として優先的に位置づけることが適当であると考えられる。特に本市においての森林整備は、水源涵養機能の向上により地下水を、生物多様性や地球環境の保全により自然を、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上により市民の暮らしを守ることに深く関係するものであるため、以下の優先順位を基準として具体的な使途の検討に努める。

| 優先順位 |             |
|------|-------------|
| 高    | ①森林整備の推進    |
| ↑    | ②人材育成・担い手確保 |
| ↓    | ③普及啓発       |
| 低    | ④木材利用の促進    |

### (3) 使途に係る留意点

森林環境税は、国民に新たな税負担を求めるものであることから、その使途については、令和4年6月に林野庁と総務省が発表した「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」を参考に、国民の理解が得られるかという点についても留意し、本市の実情に応じた取組を検討していく。

## 3 執行上の留意点

譲与税は使途が法令上限定されていることから、一般財源と区分し管理するため、市に基金を設置し、譲与税の全額を直入することにより、事業の執行と財源の管理を行う。また、国民への譲与税の説明責任を果たす観点から、その具体の使途に加え、森林整備等の成果を公表する。

## 4 その他

本基本方針は、法改正や事業の達成状況等により随時見直しを実施する。